

## 1 見積条件

## (1) 工事名

(一) ○○線○○工事

## (2) 工事場所

島根県○○市○○地内

## (3) 施工予定期間

平成○○年○○月～平成○○年○○月

## (4) 見積有効期限

平成○○年○○月○○日限り

## (5) 見積工種

○○工

## (6) 施工予定数量

○○工の工事数量は、下表を予定しています。

工種	施工条件区分	施工予定数量

## (7) 施工条件及び現場条件

【施工条件及び現場条件を明記する。】

## (8) 図面

## (9) その他見積に必要となるもの

【その他見積に必要となるものがある場合は明記する。】

## 2 見積にあたっての留意事項

## (1) 労務費

労務の職種は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」によるものとします。

労務単価は、別添の「公共工事設計労務単価表」により記入してください。

ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、その職種及び労務単価を記入してください。

また、見積に使用する職種、人員構成は貴社が決定してください。

## (2) 機械経費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。

## (3) 材料費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。

(4) 間接工事費

見積工種に係る直接工事費の歩掛と不可分である間接工事費の歩掛で積上げ計上が必要な場合には、併せて見積書に記入してください。

(5) その他

歩掛の決定にあたっては、県設定単価及び物価資料価格等を使用しますので、ご承知ください。

3 見積に対する質問回答の取扱い

この見積依頼に対する質問がある場合は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに別添質問書（様式1）により提出してください。

4 提出内容

(1) 見積書

歩掛を別紙に記入の上、提出してください。

なお、記入欄は必要に応じて加除してください。

宛名は「島根県〇〇県土整備事務所長」としてください。

(2) 提出先

島根県〇〇県土整備事業所

【担当】土木工務第〇課 〇〇係 〇〇

(3) 提出期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 その他

見積書の作成費用は、貴社でご負担ください。

別紙

## 見積書

〇〇〇工 〇〇当りに要する歩掛を以下の様式に従って記入するものとする。

なお、記入欄は必要に応じて加除する。

〇〇〇工歩掛

( 〇〇当り )

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(労務名称)						
(材料名称)						
(機械名称)						【機-1】
(諸雑費)						
合計						

(注)

- 賃金対象8時間の時の歩掛を記載する。
- 労務区分は「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」から職種を選定し記載する。
- 機械の数量は、時間損料機械の場合は時間を、運転日損料機械の場合は日数を記載する。
- 材料はロス等を含む数量を記入する。
- 諸雑費は必要に応じて記載することとし、労務費に対する割合(%)で記載する。  
また、備考欄には諸雑費の具体的な内容を記載する。

【機-1】

〇〇〇機械 〇〇当り単価表

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(運転手名称)						
(燃料名称)						
(機械名称)						
(諸雑費)						
合計						

(注)

- 建設工事積算基準(機械経費)に記載されていない、特殊な機械を使用する場合は、規格欄にメーカー及び型式も記載する。
- 運転時間当たり機械の運転手の数量は、 $1/T$  で記載する。(Tは、機械の運転1日当り運転時間)

# 見積依頼に関する質問書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇長 様

会社名： \_\_\_\_\_ 印

工事名： \_\_\_\_\_

質 問 事 項	要 旨

技術管理課のホームページで公表している  
最新の単価表を添付すること

平成 2 7 年度

公共工事設計労務単価表

(平成 2 8 年 2 月 1 日改定)

島 根 県

## 公共工事設計労務単価表について

1. 適用年月日 平成28年2月1日以降適用
2. この公共工事設計労務単価表の内容に関する問い合わせには応じません。

平成27年度 公共工事設計労務単価(島根県)  
平成28年2月1日改定

職 種 名	設計労務単価(円)	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	17,200	0.820	0.128	0.138	0.026
普通作業員	14,800	0.900	0.141	0.152	0.028
軽作業員	11,700	0.928	0.145	0.157	0.029
造園工	16,600	0.813	0.127	0.137	0.025
法面工	19,500	0.851	0.133	0.144	0.027
とび工	19,800	0.904	0.141	0.153	0.028
石工	26,700	0.903	0.141	0.152	0.028
ブロック工	18,300	0.863	0.135	0.146	0.027
電工	16,400	0.726	0.113	0.123	0.023
鉄筋工	19,100	0.918	0.143	0.155	0.029
鉄骨工	18,400	0.822	0.128	0.139	0.026
塗装工	18,200	0.863	0.135	0.146	0.027
溶接工	19,200	0.842	0.132	0.142	0.026
運転手(特殊)	17,200	0.833	0.130	0.141	0.026
運転手(一般)	14,100	0.854	0.133	0.144	0.027
潜かん工	28,400	0.979	0.153	0.165	0.031
潜かん世話役	33,600	0.964	0.151	0.163	0.030
さく岩工	23,200	0.547	0.085	0.092	0.017
トンネル特殊工	29,600	0.978	0.153	0.165	0.031
トンネル作業員	21,500	0.964	0.151	0.163	0.030
トンネル世話役	29,800	0.954	0.149	0.161	0.030
橋りょう特殊工	24,100	0.950	0.148	0.160	0.030
橋りょう塗装工	25,000	0.912	0.143	0.154	0.029
橋りょう世話役	27,400	0.848	0.133	0.143	0.027
土木一般世話役	18,300	0.803	0.125	0.136	0.025
高級船員	23,600	0.701	0.110	0.118	0.022
普通船員	18,900	0.742	0.116	0.125	0.023
潜水士	34,100	0.865	0.135	0.146	0.027
潜水連絡員	27,600	0.913	0.143	0.154	0.029
潜水送気員	24,900	0.907	0.142	0.153	0.028
山林砂防工	19,100	0.817	0.128	0.138	0.026
軌道工	25,300	0.923	0.144	0.156	0.029
型わく工	18,800	0.934	0.146	0.158	0.029
大工	20,000	0.920	0.144	0.155	0.029
左官	18,300	0.890	0.139	0.150	0.028
配管工	16,700	0.804	0.126	0.136	0.025
はつり工	19,700	0.854	0.133	0.144	0.027
防水工	20,200	0.818	0.128	0.138	0.026
板金工	19,800	0.793	0.124	0.134	0.025
タイル工	18,300	0.821	0.128	0.139	0.026
サッシ工	18,400	0.844	0.132	0.142	0.026
屋根ふき工	-	-	-	-	-
内装工	19,900	0.843	0.132	0.142	0.026
ガラス工	19,200	0.754	0.118	0.127	0.024
建具工	16,400	0.809	0.126	0.137	0.025
ダクト工	17,300	0.792	0.124	0.134	0.025
保温工	18,700	0.764	0.119	0.129	0.024
建築ブロック工	15,900	-	-	-	-
設備機械工	18,900	0.745	0.116	0.126	0.023
交通誘導警備員A	11,700	0.885	0.138	0.149	0.028
交通誘導警備員B	10,000	0.921	0.144	0.155	0.029

注1) 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4) 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

注6) 山林砂防工については、平成27年2月13日適用単価を引き続き適用します。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
電気通信技術者	28,900	0.700
電気通信技術員	19,400	0.700

注1) 本単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4) 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
点検技術者	28,900	0.680
点検技術員	22,200	0.680

注1) 本単価は、公共事業の電気通信設備点検業務等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4) 本単価は、事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）が含まれている。

職 種 名	標準賃金(円/日)	割増対象賃金比 (A)
機械設備製作工	22,800	-
機械設備据付工	20,200	0.676

注1) 機械設備製作工については、日当たり単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等からなる。また、製作原価以外では適用できない。

注2) 機械設備据付工については、日当たり単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与からなる。なお、退職金等は含まない。